

9月10日(金)は「下水道の日」
下水道を正しく使いましょう



◆下水道接続にご協力を！

下水道は、私たちの家庭などから出る生活排水をきれいにして川や海に戻し、快適な生活環境をつくることも、海や川を汚染から守るための施設です。

下水道を使える区域でまだ接続をしていない方は、市HPに掲載されている田原市排水設備指定工事店にご相談の上、接続にご協力ください。

◆異物を流さないで！

下水道施設へ異物が流入すると、故障の原因になり、適切な污水处理ができなくなります。

水洗便器に、トイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう。

▼下水道課 ☎23-3525

寄付

次の方からご寄付をいただきました。
ご厚意に感謝します。

▼7月21日、牛田凡子様、山口トオル様、瓜生陽一様から、未来を担う子どもたちの豊かな心の育成のため、絵本18冊



こー見て！たはら

たはらスナップ

みんなのひろば

おしらせ

おでかけ情報

連載コーナー

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

●税・使用料

内容	対象	問い合わせ
<p>新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税減免</p> <p>田原市国民健康保険に加入している世帯が新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の収入減少が見込まれる場合、国民健康保険税を減免する制度。 申請:令和4年3月31日(木)までに保険年金課・市HPにある申請書などに必要事項を記入の上、直接または郵送にて</p>	<p>①主たる生計維持者が死亡または重篤な症状となった世帯②主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが前年に比べて10分の3以上減少が見込まれる世帯</p>	<p>保険年金課 ☎23-2149</p>
<p>公的年金からの市民税・県民税の天引き</p> <p>特別徴収対象者に6月中旬、納税通知書を送付しました。満65歳になった方(昭和30年4月3日～31年4月2日生まれの方)などで、10月支給の公的年金から市民税・県民税の特別徴収(天引き)が始まる方がいますので納税通知書をご確認ください。</p>	<p>令和2年中に公的年金などの支払いを受け、令和3年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税年金を除く公的年金の支払いを受けている65歳以上の方</p>	<p>税務課 ☎23-3509</p>
<p>今月の納税・使用料</p> <p>納期限:9月30日(木) 後期高齢者医療保険税(3期)、国民健康保険税(4期)、市営住宅使用料(9月分)、保育料(9月分)、下水道事業受益者負担料(2期・1期[渥美])、農業集落排水事業分担金(2期・1期[渥美])、し尿汲取手数料(7・8月分)</p>		

菅生法律事務所
SUGO LAW OFFICE

〒440-0851 豊橋市前田南町1丁目15-25
0532-87-4681
愛知県弁護士会所属 弁護士 菅生剛弘



すごう法律事務所

検索

自費出版のことなら

シンプルがフルサポートします！
まずはご相談ください【見積無料】
書店・Amazonなどで流通可能です



株式会社 シンプル
Sinpri!

☎0533-75-6301
豊川市当古町西新井23番地の3